

公益社団法人日本複製権センター
役員報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本複製権センター（以下「当センター」という。）定款第30条の規定に基づき、役員報酬を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、社員総会で選任された理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、当センターを主たる勤務先として週3日以上、又は月13日以上勤務する理事会が指定した者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、前号以外の役員をいう。
- (4) 報酬とは、当センターが役員に対し、その職務遂行の対価として支払うものをいう。
- (5) 報酬年度とは、定時社員総会の日から次の定時社員総会の日までをいう。

(報酬の支給)

第3条 当センターは、常勤役員及び非常勤役員に対し、報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員については、別表1に基づく報酬を支給することができる。
- 3 非常勤役員のうち、当センターの会員団体に属さない又は当センターの社員総会、理事会、委員会以外の業務に携わる役員のうち、理事は理事会が、監事は社員総会が指定した者については、別表2に基づく報酬を支給することができる。
- 4 前項の非常勤役員に報酬を支給する場合、時間報酬額に勤務時間を乗じて算出する場合（別表2(1)）と年間報酬による場合（別表2(2)）のいずれとするかは、理事は理事会が、監事は社員総会が定める。
- 5 常勤役員の退任に当たっては、別に定める細則に基づき、社員総会の決議を経て退職金を支給することができる。

(報酬の額の決定)

第4条 理事及び監事の報酬の総額は、理事及び監事ごとに社員総会にて決定する。

- 2 常勤役員の報酬年度の年間報酬額の上限は、別表1のとおりとし、各役員の年間報酬額は、前項で定める総額の範囲内で理事会が決定する。
- 3 非常勤役員に対する時間報酬額及び報酬年度の年間報酬額の上限は、別表2のとおりとし、各役員の報酬額は、第1項で定める総額の範囲内で、理事は理事会が、監事は社員総会が決定する。監事が複数人の場合の報酬額は、社員総会の決定にかえて、第1項で定める総額の範囲内で、監事の協議により決定することができる。

(報酬の支給日)

- 第5条 年間報酬による役員に対する報酬は、前条により決定された年間報酬額を12で除した額を、報酬年度を12回に分け毎月、当センター職員への給与支払日に支給する。
- 2 年間報酬による役員が、報酬年度の途中で退任又は就任する場合、退任又は就任に係る月を1ヵ月とし在任月数に応じ第5条1項によって算出された額を支給する。
 - 3 時間報酬による非常勤役員に対する報酬は、報酬支払対象の業務に携わった月単位で支給する。

(費用)

- 第6条 当センターは、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。
- 2 常勤役員が当センター事務所に通勤するために交通機関を利用する場合には、通勤手当として通勤定期券購入の実費または通勤にかかる実費を支給する。ただし、通勤経路は最も合理的、経済的なものとし、定期券購入期間は原則として6ヵ月間とする。退任の際は調整又は残余期間の精算を行うものとする。
 - 3 非常勤役員には、交通費として理事会出席等にかかる費用を支給するものとする。
 - 4 役員の出張に要する旅費の支給は、別途旅費規程において定める。

(公表)

- 第7条 当センターは、この規程を公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条に従い、公表する。

附則

- 1 この規程は、2022年6月16日から施行する。
- 2 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

別表1

常勤役員の年間報酬額

役職名	年間報酬額の上限
理事長	14,000 千円
副理事長	14,000 千円
常務理事	12,000 千円
理事	8,000 千円

別表 2

(1) 非常勤役員の時間報酬額

役職名	時間報酬額の上限
理事長	10 千円
副理事長	10 千円
常務理事	9 千円
理事	7 千円
監事	5 千円

(2) 非常勤役員の年間報酬額

役職名	年間報酬額の上限
理事長	5,600 千円
副理事長	5,600 千円
常務理事	4,800 千円
理事	3,200 千円
監事	2,400 千円

公益社団法人日本複製権センター常勤役員退職慰労金支給細則

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本複製権センター（以下「センター」という。）の役員報酬に関する規程第3条第5項に基づき、常勤役員（常勤監事を除く。以下同じ）に対する退職慰労金の支給について定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 退職慰労金は、常勤役員の在任期間が2年を超える常勤役員が次の各号の一に該当し退任する場合に支給することができる。ただし、定款第29条により当該常勤役員が解任された場合には、退職金を支給しない。

- 一 任期が満了したとき
- 二 健康上の理由その他やむを得ない事情により任期途中で辞任したとき
- 三 本人が死亡したとき

(退職慰労金の額)

第3条 退職慰労金の支給額は以下の計算式により計算した額とする。なお、在任期間係数及び退任時の役職係数は、別表のとおりとする

退任時の報酬月額 × 在任期間係数 × 退任時の役職係数

- 2 常勤役員の不適切な業務運営によりセンターに重大な損害を与えたことがある場合、センターの業績不振等により前項で計算した退職慰労金の支払いが困難又は過大と考えられる場合その他特別な事由があるときは、前項による退職慰労金を減額することができる。

(在任期間の計算方法)

第4条 退任時における在任期間は、就任月の翌月から退任月までとする。

- 2 休職その他の事由により勤続を中断した期間は、在任期間に参入しない。ただし、勤務中の傷病その他特別な事由がある場合はこの限りでない。

(支給方法等)

第5条 退職慰労金は、社員総会の決議に基づき、理事会の決定により支給する。

- 2 退職慰労金は、原則として退任の日から3ヶ月以内にその全額を一時金で支給する。ただし、やむを得ない事情がある場合は、退職慰労金を分割して支給することができる。
- 3 前項ただし書により退職慰労金を支給する場合は、退任した日から3ヶ月以内に2分の1を支給し、残りの2分の1を1年後に支給するものとする。
- 4 退職慰労金を支給する場合は、所得税法に基づく源泉税、住民税等並びに常勤役員がセンターに対して債務を有するときは当該債務に相当する額を控除するものとする。

(死亡常勤役員に対する支給)

第6条 死亡による退任の場合には、遺族に支給するものとする。

- 2 前項の遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第42条から第45条を準用する。

(支払方法)

第7条 退職慰労金は、本人又は前条の遺族がセンターに届け出た金融機関の口座に振り込む方法により支払うものとする。

(補則)

第8条 この細則は、社員総会の決議により改廃することができる。

2 この細則の運用又は解釈に疑義のある事項については、理事会において決定する。

附 則

1. この細則は、2022年6月16日から実施する。

(別 表)

1 在任期間係数

在任期間	係 数
2年を超え4年以下	2
4年を超え6年以下	2.5
6年を超え8年以下	3.0
8年を超える期間	3.5

2 退任時の役職係数

役職	係数
理事長	2
副理事長	1.7
常務理事	1.5
理事	1